様式 5

2011.04.21 第 2.0 版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成 24年 5月 21日

# オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| プロジェクト名[1] | | | |
| 森林・林業日本一の町をめざす住田町の間伐プロジェクト | | | |
| 【依頼者】 プロジェクト代表事業者 | | | |
| 事業者名(フリガナ) | 岩手県 住田町(イワテケン スミタチョウ) 印 | | |
| 住所 | 岩手県気仙郡住田町世田米字川向 96 番地 1 | | |
| 代表者氏名 | 住田町長 多田 欣一 | 代表者役職 | 町長 |
| 担当者氏名 | 水野 豊 | 担当者<br>所属部署・役職 | 住田町役場産業振興課 課長補佐 |
| 担当者 E-mail | y-mizuno@town.sumita.iwate.jp | 担当者電話番号 | 0192-46-2111(321) |
| プロジェクト事業者・プロジェクト参加者 | | | |
| プロジェクト事業者名 | 岩手県 住田町(イワテケン スミタチョウ) | | |
| プロジェクト参加者名 | | | |
| オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 | | | |
| 事業者名(フリガナ) | 岩手県 住田町(イワテケン スミタチョウ) | | |
| | 以下のうち当てはまる項目に☑<br>☒ 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。<br>☐ 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。<br>☐ 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。 | | |
| 妥当性確認機関 | | | |
| 妥当性確認機関名 | SGSジャパン株式会社 | | |

[1] プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「○○県△△事業者による□□(排出削減技術)を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報

プロジェクト概要[2]

【プロジェクトの目的・内容】

住田町は、岩手県の東南部に位置し、町面積の9割を占める森林の豊富な資源を活用して、木材の生産から流通・加工・住宅建設までの川上から川下までの一貫システムを確立しており、森林・林業を中心とした循環型社会の形成に向けた「森林・林業日本一の町づくり」を推進している。その中で町有林は全域が FSC 森林認証林となっており、環境・経済に配慮した森林経営を行いながら木材の安定供給に取り組んでいる。

本事業は、①J-ver 制度の活用により、住田町有林の持続的な管理・経営を推進し、温室効果ガスの更なる吸収や環境保全に寄与する ②J-ver 制度の活用による収益で、私有林の森林整備や再造林を推進する ③J-ver という森林への新たな価値づけを示し、町民の森林への関心を高める動機づけとする という3点を目的としている。

【適格性基準との整合性】

当該プロジェクト実施地は、森林法第5条に定める岩手県大槌・気仙川地域森林計画区の民有林であり、住田町により森林施業計画の認定を受けた森林でFSC森林認証を取得した森林である。プロジェクト実施地における施業は、以下の条件を満たす間伐である。①森林施業計画は住田町によって認定されている。②クレジット発行対象期間内 （2007年4月1日～2013年3月31日）に当該森林施業計画において、土地転用は計画されておらず、主伐後には適切に更新を計画している。③当該プロジェクト実施地において、2007年4月1日以降に実施された森林施業計画に基づく間伐である。

【法令遵守状況】

森林・林業基本法、森林法、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法を遵守し適切に森林の管理が行われている。

【採用技術】

| 機器名 | メーカ名 | 耐用年数 | 導入時期 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| トゥルーパルス 360° | レーザーテクノロジー（米国） | 5年 | 平成 20 年度 | 面積測量機 |
| バーテックスⅢ | ハブロフ（スウェーデン） | 5年 | 平成 19 年度 | 樹高測定器 |
| ダイヤメータールール | KDSメジャー | － | 平成 20 年度 | 胸高直径測定器 |
| GPS Receiver | CE FC（カナダ） | 5年 | 平成 20 年度 | GPS関連機器 |

【モニタリング方法】

森林計画図等に基づきモニタリングプロットに設定した箇所を現地で特定し、プロット箇所が明確に分かるように左下隅に杭を設置するとともにGPSで緯度経度を記録する。その際林縁効果を避けるため、林道、農地などの疎開面より対象林の平均樹高の2倍以上となるよう配慮する。

モニタリングプロットは概ね正方形とし、辺長は対象森林内の最大樹高以上となるよう設定し毎木調査する。胸高直径の測定は原則として斜面山側に位置し地上高1．2m～1．3mの位置で1cm単位で測定する。対象の樹木が測定箇所より下で二又に分かれている場合は、それぞれを別の立木とみなし胸高直径を測定する。樹高は超音波樹高測定器により0．1m単位で測定し、プロッ

ト内上層樹木の平均により地位を特定する。

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

GHG算定式はすべて方法論に準拠している。

$\triangle Ctotal = \Sigma \triangle CFM - \Sigma \triangle Cbase$

$= (\triangle CAG + \triangle CBG) - 0$

$= \Sigma (Areaforest,i \times \triangle TrunkSC,i \times BEFi \times WDi \times CF \times 44/12) + \Sigma (\triangle CBG,i \times Rratio,i)$

【モニタリング体制】

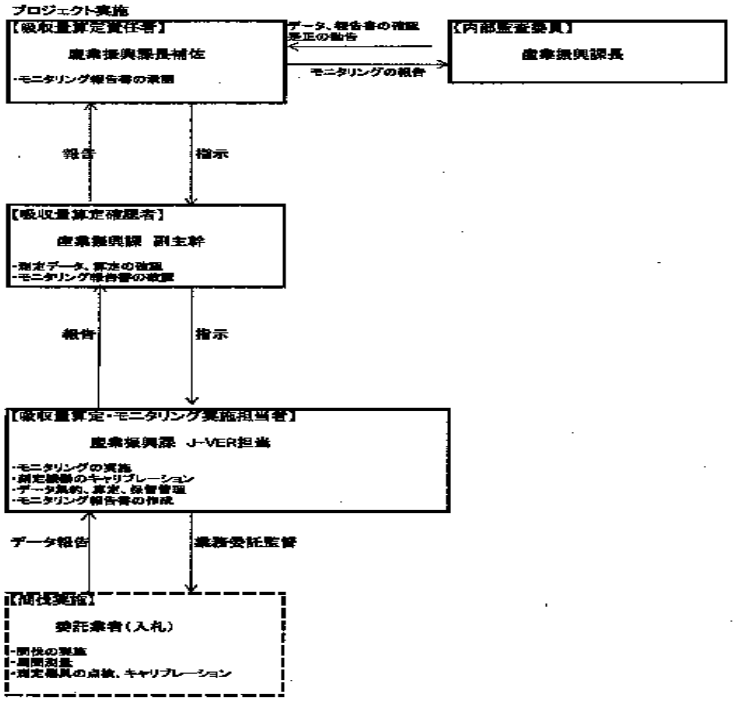


【QA / QC 体制】

（1） 教育訓練

モニタリングによる純吸収量の把握における信頼性の確保のため、モニタリング実施前に実施担当者にモニタリング体制やモニタリング手順、測定機器の維持管理、モニタリング報告書記載方法について研修を行う。

（2） 情報の保管

検証機関が純吸収量の算定結果を再計算できるように、純吸収量を算定するために使用したデータを文書化し、電子データだけでなく保存する。情報の保管は J-VER 担当者が行い、保管期間はプロジェクト期間終了後 10 年間とする。

（3） データの確認

野外調査帳と算定ファイルの突合せ、各種係数の確認等、モニタリング体制に従い、データを文書化し、電子データだけでなく保存する。

（4）内部監査

内部監査委員は、品質保証の観点から、記録の中から任意にデータを抽出し、記録、入力、確認が行われているか、方法論や、ガイドラインに準拠しているかを確認し、教育訓練の実施体制や頻度、キャリブレーション等の測定機器の管理方法、情報の保管等について点検を行う。

| | |
|---|---|
| | (5)測定機器の維持・管理<br>正確な純吸収量のモニタリングを行うため、測定機器を冷暗所に保管するなど適切に維持・管理するとともに、モニタリング実施前には取扱説明書に基づき点検を実施する。 |
| プロジェクト実施場所 | 岩手県気仙郡住田町 |

| 地区 | 大字 | 地番 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 世田米 | 窪田 | 169-31 | |
| | 野形 | 147-1、2<br>148-1<br>149-15、16、17<br>151-1、7 | |
| | 大通 | 9-7 | |
| | 登戸 | 65-1、5 | |
| | 合地沢 | 118-1、2<br>119-1、3<br>137-2<br>139-3<br>183-5 | |
| | 小股 | 251<br>264<br>269<br>251-1 | |
| | 畷畑 | 49-2 | |
| | 下大股 | 125 | |
| | 里小屋 | 32 | |
| 下有住 | 中上 | 246-1 | |
| | 火の土 | 198-49、54、55 | |
| | 奥火の土 | 206-1、3 | |
| | 奥新切 | 275-1、8、30、78、86、87、88 | |
| | 十文字 | 226-7 | |
| 上有住 | 八日町 | 163 | |
| | 土倉 | 298-72、702、715 | |
| | 桧山 | 109-35 | |
| | 中垉 | 172-1 | |
| | 下寒倉 | 254-4 | |

| | |
|---|---|
| プロジェクト対象面積 | 514.06ha |
| プロジェクト期間 | 2007 年 4 月 1 日 ～ 2013 年 3 月 31 日(6 年 ヶ月) |
| クレジット期間 | 2008 年 4 月 1 日 ～ 2013 年 3 月 31 日 |
| プロジェクト計画開始届提出日 | 2012年 3月 6日 |
| 妥当性確認終了日 | 2012年 5月18日 |

| 想定削減・吸収量 | 年度 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | t-CO2 | 3,693 | 5,427 | 6,150 | 6,207 | 6,192 | 27,669 |

| | | |
|---|---|---|
| 適用モニタリング方法ガイドライン | オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン<br>（ 森林管理プロジェクト用） ver. 4．1 | |
| 適用方法論 | 方法論番号 | NO. R001 ver. 6．0 |
| | 方法論名称 | 森林経営活動によるCO2吸収量の増大<br>（間伐促進型プロジェクト）に関する方法論 |
| ダブルカウントの防止措置 | | |
| ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者 | （プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要） | 印 |

| | |
|---|---|
| ダブルカウントの防止措置内容 | **以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。**<br>**（オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照）**<br><br>**【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】**<br>□ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値（以下、「環境価値」という。）の認証を取得しません。<br><br>■ 以下の類似制度（電力における RPS 法を含む）に申請しています<br><br>類似制度名： フォレストック認定制度<br><br>□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。<br><br>□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。<br><br>■ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。<br><br>理由： 各制度において対象とする森林を明確に区分して管理するため。<br><br>**【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】**<br>□ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。<br><br>■ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。<br><br>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット（J-VER）として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること（上記の「説明文書」の作成等）を確認する必要がある。 |

**【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】**

■ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

■ ホームページ

ホームページ URL: http//www.town.sumita.iwate.jp

□ 出版物 （環境報告書/定期刊行物）

□ その他 具体的に:

□ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

**【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】**

■ 公的な報告・公表制度には参加していません。

□ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

□ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

□ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

□ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

□ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名:

□ その他

具体的に:

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

| 備考欄 |
| --- |
| |

以 上